

中国税務速報

2025年8月18日

一. 「国家税務総局公告 2025 年第 17 号」企業所得税の予定納税申告の最適化に関する公告

国家税務総局は「企業所得税の予定納税申告の最適化に関する公告」（以下、「公告」という）を公布した。当公告は2025年10月1日より施行される。

- 「公告」では、予納段階での専用設備控除政策の適用範囲や輸出業務など特定事項の申告要件を明確化し、また「中華人民共和国企業所得税月次（四半期）予納申告書（A類）」の改訂を行った。
- 月次で予納を行う帳簿検査課税対象の居住企業は、2025年9月申告分の課税期間から新版の申告表を使用し、四半期で予納を行う帳簿検査課税対象の居住企業は、2025年第3四半期申告分の課税期間から新版の申告表を使用するよう定められた。

出典：「国家税務総局公告 2025 年第 17 号」企業所得税の予定納税申告の最適化に関する国家税務総局の公告 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5241515/content.html>

二. 「発改外資『2025』928 号」 外商投資企業の中国国内再投資を促進するための措置の実施に関する国家発展改革委員会など関係部門の通達

国家発展改革委員会など関係部門は最近、「外商投資企業の中国国内再投資を促進するための措置の実施に関する通達」（以下、「通達」という）を公布し、関連する税制上の支援政策を法に基づき実施・適用し、海外投資者による中国国内の再投資を奨励し、より多くの有効な投資を促進することを目的としている。

そのうち、外商投資企業が中国国内で再投資するプロジェクトが「外商投資促進産業目録」に該当する場合、輸入設備に関する支援政策の適用を享受することができる。外商投資企業が合法的に取得した外貨利益、また海外投資者が中国国内から合法的に取得した外貨利益をもって、中国国内で再投資を行う場合、関連する外貨資金は規定に従い国内で送金することが可能となる。

出典：「発改外資『2025』928 号」外商投資企業の中国国内再投資を促進するための措置の実施に関する国家発展改革委員会など関係部門の通達

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202507/t20250718_1399285.html

三. 「国家税務総局公告 2025 年第 18 号」海外投資者による配当利益の直接投資に対する税額控除政策に関する国家税務総局の公告

「海外投資者による配当利益の直接投資に対する税額控除政策に関する財政部・税務総局・商務部の公告」（2025年第2号）（以下、「公告」という）の実施を徹底するために、公告では、海外投資者が配当利益の再投資に対する税額控除政策の適用範囲、手続および管理要件について明確に定められた。

- 海外投資者が配当利益で未払い込みの出資金を補填したり、資本金か資本剰余金を増額する場合、税額控除の対象となる。
- 投資の保有期間は、『配当利益再投資状況表』に記載された再投資の月から起算し、投資を回収した場合は、株式の所有権変更または登記抹消の月から計算を停止する。投資者は、再投資額の10%、または、適用される二国間租税協定（Bilateral Tax Treaty）に基づく低い配当税率のいずれ

かを用いて控除額を計算することができ、一度選択すれば5年間に変更できない。複数の投資や異なる通貨が含まれる場合は、個別に集計し、当日の為替レートで人民元に換算して計算する必要がある。

3. 政策の適用を受けるためには、「海外投資者再投資税額控除情報報告書」などの書類を提出し、利益を配当する企業が税額控除の申告を行う必要がある。税務当局は控除台帳を作成し、内部および部門間の情報共有を通じて追跡管理を行い、条件を満たしていないことが判明した場合には税金を追徴し、滞納金も加算される。
4. 公告では、投資の回収順序、複数の再投資がある場合の取り扱い原則について規定が設けられている。また海外投資者や利益配当企業が代理人に関連事項を委任する場合の要件も定められている。
5. 公告は2025年10月1日より施行される。

出典：「国家税務総局公告2025年第18号」海外投資者による配当利益の直接投資に対する税額控除政策に関する国家税務総局の公告 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5242127/content.html>